

庁名 仙台地方裁判所本庁・管内支部
郵便切手及び予納金一覧(令和7年10月1日～)

カテゴリ	申立ての種類	添付郵便切手内訳							郵便切手 合計額	予納金	備 考
		500円	110円	100円	50円	40円	20円	10円			
民事訴訟	通常訴訟	12		12	8		15	10	8000円	被告1名の場合 8000円 被告2名以上の場合 8000円+2000円×増えた人数 (※郵送費用を現金・電子納付する場合、郵便切手で納付する際は、不要。)	※左記の基本料金は、被告が1名の場合の金額。 被告2名 10000円 (内訳:500円×14枚、100円×20枚、50円×10枚、20円×15枚、10円×20枚) 被告3名 12500円 (内訳:500円×18枚、100円×24枚、50円×12枚、20円×15枚、10円×20枚) 被告4名 15000円 (内訳:500円×22枚、100円×28枚、50円×14枚、20円×15枚、10円×20枚) 被告5名 17500円 (内訳:500円×26枚、100円×32枚、50円×16枚、20円×15枚、10円×20枚) ※被告が6名以上の場合1名増えるごとに「2440円(内訳:500円×4枚、100円×2枚、50円×4枚、10円×4枚)」を、5名の場合の郵便切手に加算。
民事調停	民事調停								0円	一律 3000円	
民事執行	担保不動産競売申立て (本庁に申し立てる場合)								0円	不動産1筆の場合 50万円 不動産2筆の場合 55万円 不動産3筆以上の場合以降1筆増すごとに原則として3万円ずつ加算 ※目的不動産がマンションの場合 専有部分1個につき55万円 ※目的不動産の面積が広大である場合、所在地が離れた複数の不動産の同時申立ての場合等、上記各基準に相当額を加算することがあります。	申立書受理後、予納金の納付に必要な「保管金提出書」を発行します。保管金提出書の郵送を希望される場合は、返信用封筒(長3.110円切手を貼付したもの又は料金受取人払封筒)を提出してください。 電子納付利用者登録をされている方は、申立書提出時に「登録コード」をお知らせください。
	強制競売申立て								0円	不動産1筆の場合 50万円 不動産2筆の場合 55万円 不動産3筆以上の場合以降1筆増すごとに原則として3万円ずつ加算 ※目的不動産がマンションの場合 専有部分1個につき55万円 ※目的不動産の面積が広大である場合、所在地が離れた複数の不動産の同時申立ての場合等、上記各基準に相当額を加算することがあります。	申立書受理後、予納金の納付に必要な「保管金提出書」を発行します。保管金提出書の郵送を希望される場合は、返信用封筒(長3.110円切手を貼付したもの又は料金受取人払封筒)を提出してください。 電子納付利用者登録をされている方は、申立書提出時に「登録コード」をお知らせください。
	債務名義に基づく債権差押え	5	5		2		3		3210円		※債務者が複数のときは、1名増すごとに1220円分の切手を1組ずつ、第三債務者が複数のときは、1名増すごとに1290円と590円の切手を各1組ずつ、追加してください。

カテゴリ	申立ての種類	添付郵便切手内訳							郵便切手 合計額	予納金	備 考
		500円	110円	100円	50円	40円	20円	10円			
民事執行	養育費等に基づく債権差押え	5	5		2		3		3210円		※第三債務者が複数のときは、1名増すごとに1290円と590円の切手を各1組ずつ、追加してください。
	財産開示								0円	7000円	申立書受理後、予納金の納付に必要な「保管金提出書」を発行します。保管金提出書の郵送を希望される場合は、返信用封筒(長3.110円切手を貼付したもの又は料金受取人払封筒)を提出してください。 電子納付利用者登録をされている方は、申立書提出時に「登録コード」をお知らせください。
	情報取得								0円	【給与債権に係る情報取得手続】 第三者が1名の場合6000円 第三者が1名増えるごとに2000円を加算 【預貯金債権・振替社債に係る情報取得手続】 第三者が1名の場合5000円 第三者が1名増えるごとに4000円を加算 第三者の数分の申立人宛返信用封筒(110円切手を貼付したもの又は料金受取人払封筒) 【不動産に係る情報取得手続】 6000円	申立書受理後、予納金の納付に必要な「保管金提出書」を発行します。保管金提出書の郵送を希望される場合は、返信用封筒(長3.110円切手を貼付したもの又は料金受取人払封筒)を提出してください。 電子納付利用者登録をされている方は、申立書提出時に「登録コード」をお知らせください。
保全	債権仮差押	5		4	1		7	1	3100円		※債務者が複数のときは、1名増すごとに1220円分の切手を1組ずつ、第三債務者が複数のときは、1名増すごとに1290円(1220円+70円)と590円の切手を各1組ずつ、追加してください。
	不動産仮差押・仮処分(処分禁止)	4		3	3		5	1	2560円		※債務者が複数のときは、1名増すごとに1220円分の切手を1組ずつ、追加してください。
	不動産仮処分(占有移転禁止)	2		2			1		1220円		※債務者が複数のときは、1名増すごとに1220円分の切手を1組ずつ、追加してください。
保護命令	保護命令	5		10	2		10	5	3850円		
労働審判	労働審判	4		15	5		8	9	4000円	一律 4000円 (※郵送費用を現金・電子納付する場合。郵便切手で納付する際は、不要。)	相手方の人数に関わらず、一律、4000円。

破産手続開始申立てに必要な収入印紙・郵便切手等の一覧

カテゴリ	申立属性	手数料(収入印紙)	郵便切手	郵便切手内訳	予納金	備考
同廃	自然人(自己)	1,500円 (免責許可の申立てをしない場合は1,000円)	110円×(債権者数+10) 100円×12 10円×12		【官報公告料】11,859円	
管財	自然人(自己)	1,500円 (免責許可の申立てをしない場合は1,000円)	110円×(債権者数+滞納公租公課序数+10枚)		下記管財予納金基準額のほか 【官報公告料】15,499円	
	法人(自己・準自己)	1,000円	同上		下記管財予納金基準額のほか 【官報公告料】14,786円	
	債権者	20,000円	同上		下記管財予納金基準額のほか 【官報公告料】 自然人 15,499円 法人 14,786円	

再生手続開始申立てに必要な収入印紙・郵便切手等の一覧

カテゴリ	申立属性	手数料(収入印紙)	郵便切手	郵便切手内訳	予納金	備考
個人再生	代理人申立て	10,000円	110円×(債権者の数×2)枚 (債権届出書副本送付用)110円×1枚、50円×2枚、20円×3枚		【官報公告料】13,744円 上記のほか、個人再生委員を選任する場合には、別途予納金(18万円以上)の納付が必要となります。	債権届出書副本を窓口で直接受領される場合は、債権届出書副本送付用(270円×1組)の郵便切手は不要です。 電子納付利用者登録をされている方は、申立書提出時に「登録コード」をお知らせください。
通常再生	個人	第4民事部通常再生係までお問合せください。				
	法人	別表のとおり				

管財予納金基準額表

負債総額(単位:円)		法人	個人
通常管財	5000万円未満	50万円～70万円	30万円～50万円
	5000万円以上1億円未満	100万円	80万円
	1億円以上5億円未満	200万円	150万円
	5億円以上10億円未満	300万円	250万円
	10億円以上	400万円	400万円
簡易管財	財団調査・財団換価・複合型	20万円	
	免責調査型の単独類型		10万円
	法人併存型	30万円(法人20万円+個人10万円)	

通常再生予納金基準額表

負債総額(単位:円)	法人	個人
1億円未満	250万円	
1億円～10億円未満	350万円	
10億円～30億円未満	400万円	
30億円～50億円未満	450万円	
50億円～100億円未満	600万円	
100億円～250億円未満	800万円	